

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和3年3月16日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第3号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号)
日程第3	議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4	議案第5号 岩出市債権管理条例の制定について
日程第5	議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定について
日程第6	議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について
日程第7	議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第8	議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第9	議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第9号)
日程第10	議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第11	議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第14号 市道路線の認定について
日程第14	議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定について
日程第15	議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算
日程第16	議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第18	議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第20	議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算
日程第21	議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算
日程第22	議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命について
日程第23	発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について
日程第24	発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正について
日程第25	議員派遣について
日程第26	委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 3 号から議案第 22 号までの議案 20 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第 23 号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第 2 号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○福山議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第 23 号であります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第 2 号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）～

#### 日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）の件から日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 20 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 20 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 4 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 5 号 岩出市債権管理条例の制定についての外議案 6 件です。

当委員会は、3月8日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第5号 岩出市債権管理条例の制定について、議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号 市道路線の認定について、議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第5号、議案第10号の所管部分、議案第13号、議案第20号及び議案第22号は可決、議案第14号は認定しました。

議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第5号 岩出市債権管理条例の制定についてでは、市税以外で督促する債権は何かあるのか。

議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、退職手当特別負担金に関して、部署別の退職予定者数は。国の第3次補正予算における新型コロナ対策に関するものは含まれているのか。財政調整基金から繰り入れているにもかかわらず、新型コロナ対策としての市民への支援策が取られていないのはなぜか。道路新設改良費に関して、金屋荊本線はどのような計画となっているのか。について。

議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第14号 市道路線の認定についてでは、質疑はありませんでした。

議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算では、販売促進のための新聞折り込み広告について、年に何回実施する予定なのか。について。

議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算では、有収率について、現在の状況と目標は。利用世帯数について、一般と企業の別ではどうか。車両購入費に関して、買換えの対象となる車両の走行距離はどれくらいか。について。

議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）の外議案12件です。

当委員会は、3月9日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施いたしました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）、議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定について、議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定について、議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号は承認、議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第10号の所管部分、議案第11号、議案第12号、議案第15号及び議案第17号は可決しました。

議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について、議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）では、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、委託先はどこか。また、委託先事業者のこれまでの実績は。コールセンターの設置場所はどこか。また、コールセンターで受けた相談内容等の事業者から市への報告、市から事業者への情報提供など事業者との連携はどうするのか。ワクチンの接種方法について、集団接種を予定しつつ、個別接種という話もあったと思うが、個別接種はどれくらい想定しているのか。ワクチンの優先接種の対象となる高齢者の人数は。ま

た、接種券の発送予定時期は。集団接種とする場合の接種会場までの高齢者の交通手段について検討しているのか。について。

議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、税率引下げの対象世帯数は。について。

議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定については、学校給食費の減免について、第7条に規定するその他やむを得ない理由とはどのようなものを想定しているのか。について。

議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正については、事業者が指定管理から撤退した場合を想定しているのか。指定管理者となる予定の事業者はどのような事業を計画しているのか。また、いわで御殿における公衆浴場以外の事業計画を把握できているのか。利用料金の値上げは、住民サービスの低下にならないか。指定管理とする場合の利用料金の流れはどうなるのか。また、減免の運用を含め、利用者から指定管理者への利用料金の納付をどう確認し、公平性をどう担保するのか。について。

議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正については、保険料について、月額で前回からどれだけ値上げとなるのか。また、制度開始時からではどうか。について。

議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、生活困窮者に対する健康管理をどのように行っていくのか。オリンピック聖火リレーイベント事業について、これまでにどれくらいの支出があるのか。について。

議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減により、保険税の納税相談は増えているか。また、相談件数と保険税の減免申請件数、認定件数の実績は。について。

議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減により、保険料の納付相談件数は。また、保険料の減免申請件数と認定件数の実績は。について。

議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定については、質疑はありませんでした。

議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、一般被保険者療養給付費に関して、昨年度から減額となった理由は。葬祭費に関して、1回の金額

は幾らか。また、市の火葬場使用料と相殺して火葬場使用料を徴収しないようにできないか。特定健康診査等事業費における未受診者対策業務委託料に関して、業務の委託先はどこか。また、事業による費用対効果と目標はどうか。特定健康診査等予防費と保険事業費において、会計年度任用職員の費用に差がある理由は。について。

議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算では、介護認定について、申請から認定されるまで遅いという声も聞くがどうか。認定調査員は充足しているのか。また、正職員を採用する予定は。新型コロナウイルス感染症の影響により、デイサービス等の通所を控える人がいると聞くが、状況を把握しているか。また、在宅介護による虐待などの問題について把握はどうか。について。

議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてでは、保険事業として、脳ドックの受検補助を行う考えは。また、他の自治体の実施状況について把握しているか。広域連合納付金における保険料に関して、被保険者から徴収できない保険料はどうか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月4日木曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に討論、採決を行うことに決定しました。

3月10日水曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月11日木曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件、議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市債権管理条例の制定の件、議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定の件、議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）の件、議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第14号 市道路線の認定の件、議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定の件、議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件、議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第10号から議案第15号まで、議案第17号、議案第20号及び議案第22号の議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認、議案第4号から議案第6号まで、議案第8号、議案第10号から議案第13号まで、議案第15号、議案第17号、議案第20号及び議案第22号の議案12件は、原案のとおり可決、議案第14号は、原案のとおり認定



されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について、反対討論を行います。

この条例については、指定管理者にいわで御殿の管理を任すものや管理業務、利用料金の改定などを行うものとなっています。指定管理者に任すことによって、住民サービスの向上と効率的な施設運営を目的としているにもかかわらず、この議案では公衆浴場の使用料を大幅に引き上げる料金改定が行われています。これまでの中学生以上の大人料金310円が700円に、小学生以下の料金については、これまで100円のを500円とするものとなっており、お風呂を利用される方にとっては、あまりにも負担が大きくなるものであり、住民サービスの向上どころか、サービスの低下となる点では、市民に到底理解されないものと考えます。

この点では、第1条に書かれている市民の潤いと安らぎを持つことができる施設とし、生き生きと魅力にあふれたまちづくりに寄与することを目的として、いわで御殿を設置するという条文にも相反するものではないでしょうか。

いわで御殿が設置されることとなった歴史や経緯を踏まえ、岩出市として、どのような施設として活用するのかの検討の点でも、十分な議論が見えない中での対応もあるのではという点も見えますので、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、本年1月に省エネ改修工事が完了したいわで御殿の今後の管理業務について、住民サービスの向上と効率的な施設管理を目的に、指定管理者制度を導入できるように、条例の規定内容を見直すものであります。

長年にわたり、浴場の管理業務を受託し、介護サービスを実施してきた事業者が撤退した後、休館となっていたいわで御殿の浴場としての市民サービスの継続を図り、また、施設の有効かつ最大限の活用、後年に引き継ぐための施設管理の効率化

のため、民間のノウハウにより指定管理者制度の導入は適切なものであり、地方自治法の規定により、必要な改正を行うものであります。

なお、浴場の使用料については、指定管理者による付加価値サービスの提供も含め、近隣の類似施設と比べても妥当なものであると考えます。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

既に利用抑制が起きている介護保険は、始まってから20年、保険料が上げられ続けてきました。コロナ禍において、むしろ負担軽減が必要なときに保険料の値上げは許せません。

本議案は、第8期介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を6,020円とし、第7期と比べて430円引き上げるものです。併せて、収入が変わらないのに所得段階が上がってしまうことなどを防ぐための見直しを行うもので、所得段階などの見直しについて反対するものではありません。

議案に反対する第一の理由は、保険料をこれ以上引き上げるべきではないということです。介護保険制度が始まってから3年ごとに見直しが行われ、当初、保険料基準額2,912円であったものが6,020円と、この20年で3,108円もの値上げが行われることとなります。コロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を市民に押しつけるべきではありません。近隣市町村では、保険料を引き下げる努力が行

われています。

反対する第二の理由は、厚生労働省は経営難を支えるため、デイサービスやショートステイなどの介護報酬単価を0.7%引き上げました。しかし、コロナ危機の下で介護事業所の倒産が過去最高の状況で、全産業平均より8万円低い介護職の給与を引き上げ、人員を確保するためには全く足りておりません。しかも、僅かに引き上げた報酬単価分の財源は、従来为国25%、地方自治体25%、保険料50%に乗せるだけで、国の負担割合はこれまでと変わりません。

その結果、保険料は利用料の引上げにつながってまいります。サービスの内容は変わらないのに利用料だけが高くなることに、利用者や家族からの憤りの声が上がっています。介護報酬引上げによる負担増は、国の予算で対応すべきです。

また、新年度から、世帯全員が住民税非課税のうち、年金収入120万円を超える世帯を対象に、介護施設利用者の食費負担が月額2倍以上に引き上げられます。それはデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担にも影響します。既に利用料が高過ぎて利用抑制が起きています。介護保険制度が始まって20年、保険あって介護なしの状態は、深刻さが増しています。必要な介護を保障するためには、市として独自の利用料軽減策、こうしたことも行うべきです。

コロナ禍で日本社会の脆弱さが露呈する中だからこそ、国や行政の役割が求められております。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そして介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは、国や行政の責任です。

今、市民に対して、これ以上の負担増を行うべきではないことを申し上げ、討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案は、介護保険法による3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴う保険料の改定等に伴い、所要の改正をするものです。保険料の基準月額については、今後の高齢化の進展や要支援・要介護認定者の増による介護給付費の増を見込んで算定されていますので、保険料の引上げについては妥当であると思われまます。

また、この保険料の基準月額のほか、保険料率段階の基準所得金額の見直し等、介護保険事業計画策定委員会での審議の結果を踏まえたものであり、適正であると

考えます。

以上の理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第16号 岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが1年を超え、市民生活と地域経済に深刻な影響を与えています。同時に、この間、医療給付抑制、保健所や職員削減、規制緩和と地方の切捨てなど、新自由主義による政治の矛盾が噴出することとなり、このままでは地域や暮らしが立ち行かなくなってしまう事態になりかねません。

ところが、政府は、災害、惨事に便乗するように、目指すべき地方行政の姿として、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携とし、住民自治や団体自治をゆがめ、住民に一層の自立を求めようとしていることは重大です。また、デジタル化に加え、新たな投資や開発など、より新自由主義的な方向が狙われています。

このようにコロナ禍の下、市は市民の暮らしを守る防波堤としての役割を今こそ果たすべきです。このような状況の中で、岩出市民の暮らしに応える予算となっているのか、地方自治体の本来の役割、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られているかが問われることとなります。住民の生活向上のために財政を使うことこそ求められています。

予算では新型コロナウイルス感染症の影響等により個人所得が減り、市税が2億2,000万円の減となる見込みとなっています。これだけ見ても、新年度は市民の暮らしが大変厳しくなると予想されます。予算を見れば、国の補助金や交付金を積極的に使い、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点も多々あります。しかし、これらは当然のことであり、他市にも共通するものも多くあります。市はバランス論を用いて施策の向上に消極的な点も多く、言い換えれば、バランス論を用いて市民サービスの向上に努めない傾向があると考えます。

今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。子供の施策においても、若い世代、子育て世代が、一番県下で多い岩出市民の願い、子供医療費の無料化の拡充は、子供を育てるに当たり、病気やけがのないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任論を市民に押しつけ、1割負担を残したままとなっています。県内、岩出市だけとなっています。市民の声に答えようとしていません。

また、高齢者、障害者などの移動手段の充実を図る手だて、乗合タクシーについての導入の方向性が見えていません。何よりコロナ禍における感染予防対策、市民対策、雇用と事業所を守る対策が不十分だと考えます。これまでも他市では様々な独自対策が講じられました。ところが岩出市では、積極的に財源を使った政策を行わず、予備費に積み上げる策を行いました。さらに新年度予算においても、前年度と比較して、2億円ものお金を施策、対策費に充てず、予備費に予算計上する対応は、誰もが納得できるものではありません。

予備費は地方自治法にあります。予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。だから予備費そのものを否定するものではありません。その額が問題であると考えます。県内他市の状況でも、これだけの額を予備費に計上している自治体はありません。この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配をしないで、必要な介護、医療を受けられる制度への改善展望についても見えません。

また、職員体制についても必要な部署に適正に配置することが、市民サービスにつながるものと考えますが、不十分と言えます。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供からお年寄りまで全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうなっていません。

これでは住民の皆さんの納得は得られないと考えますので、よって、この議案に

は反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

この予算は地域の発展と活性化、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、確実に、また継続的に各種行政サービスを実施するため、前年度と比べ1億9,800万円、1.2%の増となっております。2月の内閣府の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、持ち直していくことが期待されるとされております。

和歌山県内経済については、依然として厳しい状況であり、引き続き感染拡大による影響に留意しつつ、動向を注視していく必要があります。このような状況の中、令和3年度からの市の最上位計画となる第3次岩出市長期総合計画を定め、さらなる発展に向け、まちづくりを推進するため、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に重点を置いた予算を計上しています。

歳入においては、国・県補助金等の財源を有効に活用しており、基金の繰入れも必要最小限としています。また、市の借金である市債は臨時財政対策債のみにとどめるなど、健全財政に努められております。

次に、歳出において計上されている各事業は、国土強靱化対策事業については、防災重点農業用ため池劣化・豪雨評価業務、生活道路環状化、災害用備蓄物資配備事業の拡充や新設した防災公園を拠点とした防災訓練などに重点的に配分されております。

また、観光促進については、これまで取り組んできたローカルブランディング事業のイメージ成果の活用に取り組む事業なども計上されています。

下水道整備、学力向上及び子育て支援をはじめとする各福祉施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

以上述べましたように、この予算は健全財政に引き続き配慮しながらも、各種施策にわたり十分に考慮され、充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第16号に対する討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

議案第9号で申したとおり、この予算の中身には保険料引上げが反映されておりますので、反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

岩出市の高齢化率は全国平均よりも低く、和歌山県内では最も低いと言われておりますが、年々高齢化は進んでおります。令和3年度予算において、歳出予算全体では、前年度比較で3.7%増加しておりますが、保険給付費が92.2%を占めており、必要なサービス料の増加に伴うものとなっております。

また、高齢化の進展に伴い、今後増加すると考えられる認知症の方への対応や地域包括ケアシステムの充実を図るための施策など、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の運営を進めていくために必要な経費が計上されております。

なお、地域支援事業費については、介護予防、日常生活支援総合事業サービス費が減少したことにより、前年度比較で5.8%の減少となっておりますが、シニアエクササイズや岩出げんき体操などの介護予防への積極的な取組などにより、要支援認

定者が減少したことが見受けられます。

以上述べました理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象とした後期高齢者医療制度、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなどの弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上人口が増えるほど、保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。

今年度ではありませんが、菅政権が75歳以上の高齢者の医療費窓口負担で、患者本人に2割負担を導入することを予定しています。法案が国会に今提出されています。2割負担は、経済的事情による受診抑制を拡大することにつながるため、医療関係者をはじめ国民の多くが反対の声を上げています。菅政権は、2割負担の最大の口実に、若い世代の保険料上昇を少しでも減らすことを上げます。議論のすり替えであり、政府の責任放棄です。

高齢者の医療費を若い世代に肩代わりさせる後期高齢者医療制度の仕組みをつく



ったのは、自公政権です。高齢者の医療費に占める国庫負担分は、老人保健制度が始まった1983年の45%から35%に減少しました。公費負担を減らすため、75歳以上を無理やり1つの独立した制度に押し込んだ年齢で差別する後期高齢者医療制度の害悪は明白です。2割負担の押しつけに道理はありません。若い世代の負担軽減というなら、少なくとも国庫負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすべきです。

高齢者の年金は、毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険や介護保険料は増加しています。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度開始以来、十数年経過しておりますが、被保険者の増加や医療費の増大が続く中、後期高齢者の医療を支える重要な制度として、安定かつ適正な制度運営が求められております。

県内では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営されております。この予算は、後期高齢者医療制度運営に必要な費用を広域連合へ支出するための予算が99.3%の9億6,050万7,000円となっており、被保険者が納付した保険料や療養給付費に係る市の負担金、保険基盤安定負担金など、市が負担すべき納付金額が確保され、安定した制度運営に資するものとなっております。さらに、人間ドック等の保健事業費も計上されております。

以上述べましたように、後期高齢者医療特別会計の安定した運営に必要な内容となっております。

よって、私は本案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第21号 令和3年度水道会計歳入歳出予算に反対の討論を行います。

この間、水道会計においては、毎年の決算状況が黒字となってきました。このような黒字決算が続けられてきている要因は、基本の使用水量20立方まで達していない家庭が4,000戸以上という現状が大きく関わってきています。令和2年度に、新型コロナの影響により、基本使用料の減免が行われる対応が取られていますが、厳しい社会状況下が続いている中で、令和3年度予算では減免対応の姿勢は見えません。

使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや超過料金の見直しも行われていません。低所得者、お年寄りに対する負担軽減策など、社会的弱者と呼ばれる世帯などへの改善策においても十分な手だては講じられてきていません。

5万4,000人を超える人口の中、宅地開発が進み、水道管の破裂や緊急を要する修理、突発的な事項においては、現場の受入体制面においては、人口規模に見合った住民のニーズに十分応え切れるものなのかどうか、今年度も危惧する一面も見受けられます。市民に対する負担の軽減策に対する姿勢をはじめ、社会的弱者に対する負担軽減策が十分に取られておらず、市民の願いに十分応えている予算ではないと考えます。

以上の理由により、この水道事業の予算には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和3年度予算は、日々、市民に安全で安定した水の供給を図れるよう、建設改良費を前年度比8,401万1,000円増の9億4,414万5,000円計上し、重要な施設である浄水場の設備更新事業や水道管の布設替えなどによる管路の耐震化事業に取り組み、経営基盤の強化を図っています。

一方、老朽施設の更新や管路の耐震化により事業費が年々増加しており、維持管理コストの削減を図りながら、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

水道は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営の下、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第22 議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員として奥 美友季氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

奥 美友季氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第23号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第23号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第23号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

○福山議長 日程第23 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、和歌山県知事に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正について

○福山議長 日程第24 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月16日提出

提出者 議会運営委員会委員長 玉田 隆紀

本文の朗読につきましては省略させていただきます。

提案の趣旨説明を申し上げます。

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について、産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において、原則として、押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行うものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議員派遣について

○福山議長 日程第25 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月18日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時29分)